令和５年３月23日現在

おおさかエネマネ普及促進事業者登録制度にあたっての質問内容とその回答

| No | 項目 | 質問内容 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1-1 | 登録要件 | 登録要件では、電力会社との契約電力が200kW未満の2事業所以上としていますが、この実績は府内の事業所者等に限定されるのでしょうか。 | 登録要件は府内の事業所等に限定したものではありません。200kW未満の事業所であれば、府外の事業所でも差し支えありません。 |
| 1-2 | 登録要件 | 登録要件では、電力会社との契約電力が200kW未満の2事業所以上としていますが、ビル所有者ではなくテナントビルに入居している事業所に直接エネルギー管理支援サービスを提供していますが、これは実績に含めることが可能でしょうか。 | エネルギーマネジメントシステムを用いてエネルギーを計量する事業所単位において、最大需要電力（電力会社との契約の有無を問わない）に相当する量が200kW未満であり、計量する事業所別に電気の需要の低減又はエネルギー使用の効率化に資する具体的な報告及び提案又は対策を行っている場合は、実績に含めることができます。また、エネルギー管理支援サービスの提供にあたり、必ずしも契約書を交わしている必要はありません。 |
| 1-3 | 登録要件 | 当社が入居するテナントビルにおいて、エネルギーマネジメントシステムを設置し、ビル所有者やテナント入居者に対して契約書は交わしていませんが、省エネ提案を行っています。このような場合も実績として計上しても差し支えないでしょうか。 |
| 1-4 | 登録要件 | 登録要件でエネルギー管理支援サービスを２年以上継続して実施していることとありますが、実施期間が２年に満たない場合は登録要件を満たさないということでしょうか。 | エネルギー管理支援サービスを２年以上継続して実施していることについては、事業の継続を確認するものであり、２年以上継続して実施してない場合は対象外となります。なお、同一の事業所に対して２年以上のサービス提供の実績を求めているものではありません。 |
| 1-5 | 登録要件 | 登録にあたり大阪府内を拠点とする支社や営業所が必要でしょうか。 | 府内が営業範囲として含まれていれば拠点が府外であっても差し支えありません。 |
| 1-6 | 登録要件 | 複数事業者が共同でエネルギー管理支援サービスの提供を行っている場合、どのように申請すればよいのでしょうか。当社（A社）は「エネルギーマネジメントシステムの設置とクラウドサービスの提供」を担当し、協力会社（B社）では「省エネ・節電提案」を行っています。 | 中小事業者等との契約の主体がＡ社、Ｂ社のいずれになっているかで判断してください。例えば契約の主体がＡ社である場合は、Ａ社が申請し別紙３の実施体制にＢ社を含めてください。この場合、登録事業者一覧表に記載する事業者名はＡ社となります。連携方法は様々なケースが想定されるので個別に相談してください。 |
| 1-7 | 登録要件 | 組織改変により、これまでエネルギー管理支援サービスを実施していた部門を別会社に異動させました。この場合、以前の会社における実施についても実績として加算することができますか。 | この場合は、部門を異動したことがわかる書面を添付することにより、以前の会社における実績も加算することができます。 |
| 1-8 | 登録要件、実績報告 | エネルギー管理支援サービスの提供実績について、現在、提案中のケースについては１件とみなされるのでしょうか。 | 原則として、エネルギーマネジメントシステムを用いて電気の需要の最適化又はエネルギー使用の効率化に資する具体的な報告・提案又は実行を行っていれば登録要件における提供実績１件とみなします。そのため、登録要件の確認のために添付する事業所については、具体的な報告・提案又は実行を行った事業所としてください。なお、実績報告における事業所数については契約段階で１件とみなしても差し支えありません。 |
| 1-9 | 登録要件、実績報告 | 別紙２、様式７、様式８の実績等のうち、国内には大阪府内を含み、大阪府内には大阪市内を含むのでしょうか。 | 国内には大阪府内、大阪府内には大阪市内を含んだ内数となります。 |
| 1-10 | 登録要件、実績報告 | 様式２、様式７、様式８の実績は国内全部が必要でしょうか。 | 大阪府内を担当する単位（支社や営業所）の実績であっても差し支えありません。 |
| 1-11 | 実績報告 | 別紙２の削減量について、新規契約分は削減量があるが、継続している契約分については、あまり変わらないと考えられる。また、気温の上昇等により削減量が負となる場合もあり得るが、それでよいか。 | 原則として削減量は、前々年と前年度の差（ベース補正なしの値）で記入してください。ベース補正した値で管理している場合はその値でも差し支えありません。継続している契約分について削減量が小さくなる分についてはやむをえないと考えています。 |
| 2-1 | 提出書類 | 別紙３事業所個票、別紙４のエネルギー管理支援サービス個票は府のホームページで公表されるのですか。 | 資料内に公表する旨の記載をしている箇所以外は、原則として公表しません。しかしながら、大阪府情報公開条例に基づく情報公開の求めがあった場合は、同条例に基づく手続きにより個別に公開・非公開を判断することとなります。 |
| 2-2 | 提出書類 | 別紙４エネルギー管理支援サービス個表は、同じエネルギー管理支援サービスであっても内容に幅がある場合は個票を別に作成するのでしょうか。 | 原則としてエネルギー管理支援サービスとして１商品である場合は、個票は１枚で差し支えありません。内容に幅があることについて、特徴欄にわかるように記入してください。 |
| 2-3 | 提出書類 | 添付書類のうち、納税証明書の詳細についてお教えください。 | 大阪府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書(未納のない証明書）を提出してください。証明請求用紙のチェック項目については、使用目的は「その他」、徴収金の種類（税目）は「全税目」、証明内容は「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」としてください。なお、納税証明書は申請書の提出日において発行日から３ヵ月以内のものとし、写しでも差し支えありません。詳しい請求方法はこちらをご覧ください。（参考ホームページ）http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.htmlなお、大阪府内に事業所を有しない場合は、本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する納税証明書に提出してください。この場合、全税目の証明様式がないときは「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で差し支えありません。 |
| 2-4 | 提出書類 | 履歴(現在)事項全部証明書は原本が必要ですか。 | 申請書の提出日において発行日から３ヵ月以内のものとし、写しでも差し支えありません。 |
| 3-1 | 普及啓発・マッチング | 本事業を行う対象は電力会社との契約が200kW未満の事業所に限定されるのですか。 | サービスの提供対象を200kW未満の事業所に限定するものではありません。本事業では電力会社との契約が200kW未満の事業所でも活用できるエネルギー管理支援サービスを想定しているため、200kW未満の２事業所への提供実績を登録要件としています。 |
| 3-2 | 普及啓発・マッチング | 登録した場合、自社ホームページ等におおさかエネマネ普及促進事業登録事業者の表示は可能でしょうか。 | 可能です。また、登録事業者マークを自社ホームページに掲載いただくことも可能です。 |
| 3-3 | 導入事例の提供 | 様式９について、登録事業者となった場合は顧客事業所の分を全て提出する必要があるのでしょうか。 | 府ホームページ等にて導入事例を掲載したいものについて報告いただくものです。様式９で表紙は指定様式としていますが、導入事例は既存の様式でも差し支えありません。なお、掲載済の事例と類似したもの（他の登録事業者の提供事例との類似を含む）等については掲載しないことがありますので、あらかじめご了承ください。 |